

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

平成28年4月策定
令和3年4月改定

平成28年4月より「女性活躍推進法」が施行されています。女性活躍推進法は、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律です。

この法律に基づき、当法人も女性が長く働き続けることや、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うため、行動計画を策定しました。

◆ 計画期間（第2回）

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

◆ 目標と取組内容

〈目標1〉 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を40%以上にする

令和3年3月1日現在、管理職に占める女性労働者の割合は34.5%です。職員のキャリア形成支援と意欲の向上を図り、現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっていないか、男女公正な評価基準になっているかを精査し、適材適所の人員配置に努めます。

〈目標2〉 男女とも平均勤続年数を14年以上とする

令和3年3月1日現在、平均勤続年数は男性14.5年、女性13.5年です。採用時または法律の改正時などに産休、育休、子育て、介護等に関する諸制度について職員へ周知し、職業生活と家庭生活の両立の支援に努めます。